

## 令和4年度 第28回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和4年11月17日（木）午後1時30分～午後2時37分
- 2 開催場所 あさご・ささゆりホール
- 3 出席した農業委員 12人  
1番 松浦 修三委員 3番 前田 由記夫委員 4番 奥藤 康正委員  
5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員 7番 米田 利秋委員  
8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員 11番 楠 晃 委員  
12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 2人  
2番 大森 げん委員 10番 大田垣 強委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 11人
- 6 現地調査委員  
農業委員 西 好朗委員 石原 武美委員  
推進委員 奥 武史委員 清原 裕一委員
- 7 議事日程  
日程第1 議案第135号 農地法第3条申請について  
日程第2 議案第136号 農地法第5条申請について  
日程第3 議案第137号 非農地証明申請について  
日程第4 議案第138号 空き家に付随する農地の指定について  
日程第5 議案第139号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 事務局職員  
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 農地農政係長 森本 礼子  
主事 田中 美幸 支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員  
主事 福富 裕貴
- 10 会議の概要

### ○事務局

それでは、ただいまから第28回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。  
既に送付をいたしております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは、会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第28回朝来市農業委員会の総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の議事録署名人の指名につきましては、13番、西好朗委員と14番、私、石原委員が議事録署名人を担当いたします。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、次第5「議事」に入ります。

議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第135号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位263番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。まず、場所につきましては、ちょっと見ていただきます航空写真の中で、国道の429号線を、ちょうど播但の朝来インターがありますけれども、そこから約2キロ神子畑のほうに入っていただきまして、山本集落というところの、その中で、右側で1枚入っていったところに、それぞれの申請地がございます。今回の関係につきましては、既に●●さんが委託をされておりまして、このたび、●●さんとお話ができまして、有償移転ということの運びになったようでございます。申請案件につきましては全て適合しておりまして、なお、区長並びに農会長、あるいは水利等の同意も受けられまして、問題ないかと思っておりますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位264番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○**原田委員** それでは、ご説明いたします。受付順位264番の航空写真をご覧ください。申請地は、国道312号線のタイヤ館の前の信号を東に入り、ビジネスインアサゴを過ぎた北側に位置する農地です。地目、田、地積649平方メートルの案件で、隣接する●●番地と一枚田んぼで水稻をされてきました。●●さんのご了解の上、譲受人の法興寺の●●様と、このたび有償移転の合意ができました。申請案件の資料をご覧ください。全ての審査案件に適合されており、何ら問題なく許可相当と思います。よろしくご審議お願いします。

○**石原会長** ありがとうございます。

続きまして、受付順位265番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○**西委員** 失礼します。265番の航空写真をご覧ください。申請地は、右岸道路、和田山中学校とフジッコの信号を右折して、約3キロ東河谷のほうに入っております、野村区という地区になります。野村区の中の市道を進みますと、この申請地がございます。申請地は、譲受人の●●さんのお父さんがお亡くなりになり、一周忌を終えた段階で、遺産相続のため手続を進めていたところ、●●番地が実家でございます、その実家の隣の畑が他人名義になっているということに気がついて、●●さん自身、今大阪に住んでおられますけれども、いずれ空き家になってしまうだろうというようなことで、その前に、自宅の隣の畑を登記整理したいということで、今回の申請になった次第です。●●さんは豊中のほうにお住まいですけれども、毎月帰省されて、畑の管理や田んぼの管理等々、区の日役にも参加したりして、一生懸命管理されてきました。審査資料も問題ないかと思えますし、区長、農事部長の了解も得ているということで、今回、妥当だというように思います。どうぞよろしく審議お願いします。

○**石原会長** ありがとうございます。

続きまして、受付順位266番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○**米田（利）委員** 失礼します。今日、大田垣委員が所用で欠席ですので、代わって説明させていただきます。

この案件につきましては、本年の1月20日に受付の164番で審議いただきました許可相当となりました同意の内容で、今回の農地は、ここの現場の写真を見ていただきますと、位置は312号線のちょうど立野地区というところがございまして、その右側に井上玩具店があるんですけれども、そこから少し生野のほうへ行っていただきましたところの左側にある農地でございます。この内容につきましては、繰り返しになりますが、譲渡人、ご

主人が●●を営んでおられましたが、数年前に他界されまして、現在は廃業されています。所有農地の今後を危惧されていまして、譲受人、●●さんと譲渡の話がまとまりましたということで、譲受人は●●を経営されていますが、従業員の雇用安定にもつながると、今回の申請となりました。なお、この農地につきましては、取りあえず水稻を耕作委託されるということを聞いております。それから、審議資料の要件にも適合しておりますので、特に問題はないかと思えます。

以上、報告に代えさせていただきます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位267番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明を申し上げます。案内図をご覧ください。この申請地に行く順路につきましては、国道312号線、南に向かっていただきますと、石田の交差点がございまして、そこを左折し直進をしていただくと、山側に突き当たる道がございまして、突き当たった周辺が、この譲受人の●●さんのお家があったりする、その周辺だということでご理解をお願いしたいと思います。

そして、案内図が2ページにわたっておりますが、1ページ目の267-①につきましては、先ほど言いましたように、住居の近くの申請地を主体として表示されておりますが、267-②の3筆につきましては、これは山田といいますか、山間地に圃場整備がしてある農地ですけれども、そこも今回の申請地になっているというようにご理解いただきたいと思えます。

それで、この11筆から成る申請につきましては、筆ごとに確認をさせていただきましたが、当初、少し疑問に思いましたのは、譲受人は、譲渡人の●●さんから見ると祖母に当たられます。●●さんは、お父さんが他界された後、この11筆から成る田畑を相続されたというようにお聞きしているところでもあります。今回、本来の3条の形から考えますと、譲受人が相当ご高齢でありますので、これが果たしてどうなんだということを私は疑問に思ひまして、地域の農業者の方にお尋ねをしたところでもあります。この11筆から成る土地につきましては、これまでも既に石田集落の農業者の方々が貸付地として管理をされているという経過が見えてきましたので、今後もその方式を活用して、この祖母になります●●さんがこれらの土地を管理するというところをお聞きしたところでもあります。

ただ、この石田の当該地につきましては、農地の維持管理、これに非常に注力をされておりまして、特に多面的機能の活用につきましては、ほとんど石田の集落の中で荒れ地と

か草の生えた田等は見当たらないほど管理を徹底されている地域でございまして、そのところが姫路市にお住まいの●●さんから見ますと、集落にそういった農地管理で迷惑がかかってはいけないというような思いから、一旦、その●●さんに3条申請をして、次の段階をお考えになるというように聞いておるところでございまして。その辺りは、地域の方々が長年の間この土地を管理して協力されておりますので、その辺のところはまずクリアできるのではないかとおっしゃっていただいておりますので、ご理解を賜って、お願いをしたいと思います。以上でございまして。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、受付順位263番から267番につきまして、ただいま地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の奥委員のほうから補足説明はございますか。

○奥委員 失礼いたします。この前の4日の日に会長と代理と清原さんと事務局2名とで現地調査を行いました。各委員さんの説明どおり、何ら問題はないと思います。朝来町石田の田畑にしましては、きれいに草が刈ってあって、ちゃんとしておられるなということで、本当でしたら非農地になってもおかしくないような場所なんですけれども、きれいにされておりました。現状のまま田畑でいきたいと思っております。審議のほどろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、皆さんのほうからご意見なりご質問ありましたらお願いします。

特にないようですので、受付順位263番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位264番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位265番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位266番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位267番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第136号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位268番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第136号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのうち、受付順位第268番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真7枚目、受付順位268番の写真をご覧ください。申請地は、JR生野駅北側に存するグローバル建設株式会社の北西に位置する農地です。本申請は、譲受人、●株式会社の駐車場が手狭になったことから、当社に隣接する●●氏所有の農地を取得し、同社の露天駐車場を建設するための申請となっております。

それでは、審査資料2枚目の受付順位268番の項をご覧ください。申請地は第3種農地で、立地基準では、農地法の定める許可基準に適合し、一般基準においても見積書、残高証明書等で慎重に確認をしたところ、資力、信用等、全ての基準に適合していること、また、地元区長等の同意書も添付されていることから、許可相当であると考えています。

参考までに説明を加えますと、現状のままでは申請地への進入が困難な状況にありますが、本申請が許可された段階で申請地東側に存する●●番地の土地を所有者から譲り受け、また、その間にある排水溝には、敷き鉄板を敷設して問題解決を図るとのことでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位269番の提案理由の説明を、隣接地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。航空写真のほうを見ていただきたいと思います。場所につきましては、国道312号線、ちょうど元津地区というところでございまして、近くには朝来整備がございますけれども、それよりも若干手前でございまして、こちらから行きますと、左側のところになります。道路沿いの農地でずっと前からこれを管理されておりました、私、よく知っております。今日は、その内容について大田垣委員に代わりまして、説明させていただきます。県の公共事業が計画され進入道路として使用するというので、今回の申請に至っております。農地につきましては自己保全されておりました、特に問題はないかと思っておりますけれども、土地改良区であったり、隣接地の申請に関しましての同意は全て得ておられます。なお、この工事が終了後には元どおりに戻すということが前提でございますので、許可相当と考えています。以上でございます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位270番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 報告いたします。航空写真270番、ご覧いただきたいのですが、これも先ほど言いました石田交差点より北側に伊由市場の交差点がございまして、先日、出合橋改修工事完了して供用が開始されたところから南進していただくと、今度は右側に石田の駐在所もございまして、現在、既に改修工事が大々的に行われておりました、辺り一面が様変わりしているような状況が通行していても分かるというところの辺りにあるというようにご理解をお願いいたします。270番の当該地につきましては、そこに記入してございますように、登記簿は畑でありましたが、私が最初にこの案件を貸付人の●●さんからご相談を受けたときには、草が相当生えておりました、荒畑というのには該当していたと思います。今回、貸付人の●●さんにつきましては、この当該地を本来なら非農地の扱いで証明をいただいて、早く公共事業のために使っていただきたいという思いがありましたので、そういう考え方で非農地の申請について私のほうに打診があったわけではありますが、もちろん事務局ともご相談をされておいでになったわけですが、先ほど申し上げましたように、石田の集落、地域につきましては、多面的機能、非常に活動が盛んでございまして、この当該地が協定地だということが後して判明いたしまして、石田の関係者からは、非農地扱いは勘弁してほしいというような話が当該所有者の●●さんのほうにあたりまして、なかなか事務が進まなかったということで、一方、●●さんにつきましては、既に工事用地、工事の関係用地として早く許可を得たいという思いがあって、それをお考えになったようですが、事務局等々と相談をいたしまして、今回につきましては、公共事業に間

に合わせるということもありますが、やはり農地法に基づく整理した中でしてくださいということを事務局と相談いたしまして、今回、この5条申請による一時転用ということで決着をしたところでございます。これの期限は、平成5年6月末までということになってございます。それが終了しましたら、現地の復元を行うという条件の下に、この話がまとまったということで上程されておるということでございます。

いずれにしても、河川工事が相当進んでおりまして、2日前に行ったときには、もう既に、全体面積の1,484平方メートルのうちの703平方メートルだけがこの一時転用に該当するわけですが、あとは兵庫県養父土木事務所の工事関係用地としてお使いになるということで、もう既に縄張ができていたというような状況でございますので、その辺のご理解をいただきまして、ご審議のほどお願い申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位268番から270番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。現地調査委員の清原委員のほうから補足説明はございますか。

○清原委員 失礼します。去る11月3日に、この5条申請3件につきまして、西、藤原、奥、清原の各委員4名と、それから事務局2名で現地調査を行いました。その結果、特に問題がないことを確認しましたので、ここに報告させていただきます。以上です。

○石原会長 この件につきまして、皆さんのほうからご意見なりご質問ございますか。

特にないようですので、受付順位268番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位269番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位270番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第137号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位271番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、271番の航空写真をご覧ください。申請地は、ナフコ店舗向かいの中古車販売のカークラブクラフト横を市御堂地区に入った●●さんの隣接する地目、畑、地積152平方メートルの案件です。申請農地は、昭和23年頃に造成工事をし、建物を建築し、現在はその建物は撤去されておりますが、雑種地という状況で使用されております。今後は、農地法の規定を遵守し、欠かすことのなきよう誠実に履行すると申されています。農地法の許可を受けずに着手し使用していたことを反省され、現況と合致させるため、ここに非農地証明願を提出されています。非農地となつてからははるかに20年以上経過しており、何ら問題なく、証明相当と思います。ご審議をよろしくお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位272番及び273番の2件の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。受付順位272番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町土田区にありまして、国道9号線を和田山から養父方面に進みますと、ゴダイ薬局土田店がございまして、そこから100メートルほど行ったところにポセイドンの自動車部品倉庫やダンロップタイヤ店があります。申請地は、その裏手の山陰本線沿いにある地番●●、三角形の形をしております。今回、農地法第2条第1項の規定による非農地証明の案件となりました。

申請に至った経緯を見ますと、申請人の●●氏、今回の●●氏の父親が、生前、田であった申請地を車両置場として使うために貸してほしいと頼まれ、平成8年頃に造成しました。その後、父親は平成12年に配偶者にその申請地を相続させ、現在に至っております。その配偶者もかなり前に他界されておられ、このたび父親及び配偶者の長男である●●氏が相続登記をすることになり、現状に合わせるため、非農地証明の申請となりました。本人の始末書も添付されておりますし、現在も車両置場として利用されておられるようです。自動車会社の社長及び当時の借入れを申し出た会長にも個々に直接にお会いし、農地の違反転用の状況のあることをしっかりとお伝えしてきました。現況からしまして、この件につきましては許可相当と思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、航空写真273番をご覧ください。同じく農地法第2条第1項の規定による

非農地証明の申請案件となります。申請地は、先ほど言いました申請地から直線距離で200メートルほど南東にありまして、写真で見てくださいと和田山自動車教習所が写っておりますし、その右には円山川が写っておりますので、その自動車教習所の北側およそ20メートルの場所にあります地番●●となります。今回、非農地申請に至った経緯を述べますと、航空写真を見ていただいたら分かりますように、申請地の北隣、●●の地番に住宅があるのがお分かりかと思えます。実は、この住宅の方が家を建てたときに、家の右側は円山川の堤防が迫っておりますし、左側に土田区の畑に通じる細い農道が通っているだけの状況でした。そこで、この住宅の持ち主が、申請者の●●氏に住宅への進入路及び駐車場として貸してほしいと頼まれまして、平成8年に碎石を敷いて、地ならしを行い、現在に至っております。昨年、申請人がこの地を相続登記しましたが、現状からして、今後も畑に戻す可能性は低く、現状に合わせるために非農地の申請になりました。本人の反省及び始末書も添付されており、現状からして何ら問題なく、許可相当と思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位271番から273番について、ただいま地元委員から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西委員のほうから補足説明はございますか。

○西委員 失礼します。11月4日、石原会長、それから奥さん、清原さん、私、事務局2名、計6名で現地調査をいたしました。地元委員が説明されたとおり、何ら問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

○石原会長 それでは、非農地関係につきましてのご意見なりご質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位271番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位272番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後、273番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第138号、空き家に付随する農地の指定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位274番の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 それでは、受付順位274番の航空写真をご覧ください。山東町栗鹿に位置する申請地は、隣接する栗鹿●●番地、●●番地に建つ住宅と同一の所有者であり、この住宅は、令和4年8月に空き家バンクに登録されたことを確認しました。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第4条の適用条件に適合していると思われるので、同取扱基準第5条により、別段面積を1平方メートルへ指定していただきたく設定をお願いするものです。以上です。

○石原会長 受付順位274番について、ただいま提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西委員のほうから補足ございますか。

○西委員 特にございません。今事務局が説明されたとおりだと思います。よろしくお願いたします。

○石原会長 これにつきましては、何かご意見、ご質問。

ないようですので、受付順位274番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第5「議案第139号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、米田隆至委員が議案第139号の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。

議案第139号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。市役所農林振興課の福富です。

そうしましたら、議案書の8ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要といたしまして、まず、1の利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明いたします。

利用権を設定する農用地として、区分、田が面積5,376平方メートル、筆数が8筆、畑につきましては、どちらもゼロとなっております、合計5,376平方メートルの8筆となっております。また、利用権の設定を受ける戸数として4戸、利用権を設定する戸数として5戸となっております。

次に、設定する利用権の概要として、利用権の内容といたしまして、使用貸借権が6筆、3,492平方メートル、賃貸借権が2筆で1,884平方メートルとなっており、利用権の終期といたしまして、令和6年3月31日が2筆、1,926平方メートル、令和9年3月31日が3筆、1,090平方メートル、最後に、令和14年3月31日が3筆の2,360平方メートルとなっております。また、次の9ページにつきましては、それぞれ利用権の設定を受ける者及び設定する者の詳細を記載させていただいております、最後に、10ページと11ページにつきましては、それぞれ利用権設定を受ける者でしたり、利用権設定をする方の詳細を記載させていただいております。

説明は以上となります。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、議案第139号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日の会議を終了いたします。

閉会に当たりまして、西職務代理者にご挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後2時37分終了)